

## 基準認証・法務・資格TF議事録（法務省ヒアリング）

1. 日時：平成19年10月30日（火） 11:10～12:25
2. 場所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室
3. 議題：1. 当会議が行った追加質問に対する法務省からの回答に関する事項  
2. 新司法試験における選択科目の在り方に関する事項  
3. その他
4. 出席者：法務省 大臣官房司法法制部 参事官 佐々木 宗啓  
法務省 大臣官房 人事課付 山口 久枝  
法務省 法務総合研究所 総務企画部付 梁取 一夫  
規制改革会議 中条主査、福井委員、阿部専門委員

### 5. 議事：

○中条主査 お待たせいたしました。それでは、「基準認証・法務・資格TF」の第5回会合を開始いたします。

例によりまして、議事録をとっております。後ほど当会議のホームページで公開いたしますので、その点を念頭に置いていただければと思います。

それでは、こちらから法務省さんに追加質問をいたしておりますけれども、それについての回答から先をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○佐々木参事官 法務省でございます。前回のヒアリングと同じメンバーでまた参上いたしました。

本日の回答ですけれども、追加質問書の3の教材の件につきましては、法総研の方からまず御回答を申し上げます。それから、追加質問の4の派遣検事の処遇の問題と、今回、新しく選択科目の選定基準のようなもの、これの追加で出ましたものと併せて私、法制部の方から御説明申し上げて、あとは、考査委員、あるいは司法試験問題の情報公開の話とか、選択科目の現状というか難易度の話につきましては人事課の方から御説明申し上げるという形にしたいと思います。

御説明申し上げます法総研の担当は梁取、法制部は私、佐々木、人事課は山口の方からということになります。

○梁取部付 では、最初に教材の点につきまして、書面で回答させていただいたところと重なるかもしれませんが、若干説明させていただきます。

結論から申しますと、私どもが作成している法科大学院向けの教材を公刊公表することはできないと考えております。私どもは、いわゆる連携法によって、法科大学院が法曹養成の中核的な教育機関と位置付けられて、その教育の充実を図ることが国の重要な責務とされ、さらにこれを受けて、検察官等の実務家を法科大学院の教員として派遣する制度が整備されるとともに、法科大学院の教育に対する協力が法務省の所掌とされたことから、法科大学院向けの教材を作成・提供しているところでございます。すなわち、法務省とし

ましては、法科大学院教育に対する協力が法律によって定められた国の責務であることから教材を作成・提供しております。

そして、法科大学院向けの教材は、何よりも法科大学院におきます教育目的の達成に資するための素材でなければならないと考えております。連携法によれば、法科大学院においては、将来の法曹としての実務に必要な学識、その応用能力、法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的で実践的な教育を体系的に実施することが求められております。

私どもは、こうした法科大学院における教育を踏まえて、できる限り実際の事案に即した内容の素材を提供することが法科大学院での教育目的達成に役立つと考えて教材を作成しております。

そのため、私どもは、現在でも事件関係者の氏名を変更するなどの工夫はしているところでございますが、できるだけ実際の事案に即した内容で教材を作成しており、題材とした個々の事件関係者のプライバシーには十分な配慮をせざるを得ないことを御理解いただきたいと思っております。

また、法科大学院における教材利用の形態については、さまざまなものが想定されますが、いずれにしましても、どの段階でどのような教材をどのような方法で用いるかについては、教育目的を踏まえた各法科大学院、各教員の創意工夫に任されているところです。教材を最初からすべて学生に配布するのか、刑事手続の進行に合わせて少しずつ配布するのか、学生に課すレポートの素材とするのか、試験の素材とするのかなど、すべて法科大学院の創意工夫に任されています。

しかし、公刊公表により学生が事前にすべての教材を自由に閲読できるようになりますと、始めから問題点やその結論を学生が知ることも可能となり、教材を題材とした双方向・多方向の授業にも支障を生じることが十分に考えられます。教材を公刊公表すれば、法科大学院における創意工夫に基づいた教育の実践が阻害されて、教育効果も大幅に減殺されることが考えられ、こういった事態は連携法の趣旨にもそぐわないことになろうことを御理解いただきたいと思っております。

さらに、予備試験の受験者がアクセスできないことについての御指摘ですが、まず、これらの教材を作成することは、法律によって定められた私どもの責務でございます。そして、これらの教材は、あくまでも法科大学院における双方向・多方向の講義を充実させるための素材でありまして、法科大学院における講義と切り離れた自習用、独学用のテキストとして作成しているものではないことを御理解願います。

私からの説明は以上であります。

○中条主査 一通り御回答を全部いただいてからにしましょうか。

○佐々木参事官 引き続きまして、派遣検察官の給与について、私、佐々木の方から御説明申し上げます。

追加質問事項の4の派遣検察官の給与についてでございますが、派遣検察官の給与が法

科大学院の他の教員の給与といささか違うような形で決まっているのではないかという御質問だと思われます。

まず、派遣検察官の派遣制度は、前回のヒアリングでも触れさせていただいたように、「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律」という法律によって定められております。

派遣の手續及び給与額の決定部分に関して説明いたしますと、法科大学院設置者からの要請を受けた検察官の任命権者、法務大臣でございますが、これが検察官の同意を得まして、法科大学院設置者との取決めをした上で派遣検察官の派遣をすることになってございます。要請を受けてから出るわけですので、余談ですが、決して押しかけで行っているわけではございません。

取決めに当たりましては、任命権者は、いわゆるフルタイム型ではこの法律の13条1項、パートタイム型では7条1項に規定されておりますように、当該検察官が従事している職務及び派遣先法科大学院において行う教授等の業務の内容に応じた相当の額が確保されるように努めなければならないことと規定されてございます。

なお、派遣検察官の本来の給与の金額につきましては、「検察官の俸給等に関する法律」という法律で規定されているとおりでございます。これがどのように額が高い、低いかということになるのですが、我々は、国公立さまざまな法科大学院における他の教員の給与の金額について、これという資料を持ち合わせてございませんので、それと派遣検察官の給与の金額との比較がどうであるかということについては、現在説明するすべを持ち合わせてございません。

そこで、派遣検察官の給与の金額を取決めるに際して、本来の検察官の給与の額に応じた相当の額を確保するように努めなければならないと法律で定められている趣旨を御説明させていただくことになると思います。

そのように決められている趣旨でございますが、法科大学院に派遣される検察官を安定的かつ継続的に確保して、法科大学院における教育の充実を図るという国の責務を果たすためには、派遣される者が給与その他の処遇面においてできる限り不利益を受けることのないような制度とする必要があると。そういう考慮に基づいてこの規定が置かれているものと承知しております。

すなわち、「法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律」において、法科大学院における教育の充実を図ることが国の重要な責務とされておりますので、検察官を安定的かつ継続的に法科大学院に派遣する必要があると考えられます。

そのためには、給源をきちっと確保するためには、派遣される検察官が処遇面においてできる限り不利益を受けることがないようにという制度設計をする必要があったということになるのかと考えてございます。

引き続きまして、司法試験の選択科目でございますが、これがどのような基準で選ばれているのかということについてでございますが、司法試験の選択科目につきましては、司

法試験法3条2項4号におきまして、専門的な法律の分野に関する科目として、法務省令に定める科目のうち、受験者のあらかじめ選択する1科目とされておりまして、同条の4項におきましては、「司法試験においては、その受験者が裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を備えているかどうかを適確に評価するため、知識を有するかどうかの判定に偏することなく、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力等の判定に意を用いなければならない」とされておりまして、この法律の規定に基づいて、この範囲内において選択科目を決めていくということになります。

また、この点につきまして、実際の司法試験を運用いたします司法試験委員会は、これも資料で事前に出しておりますが、平成16年8月2日付答申にありますように、選択科目につきましては、新しい司法試験を3回程度実施した後、実務的な重要性や社会におけるニーズの高さ、法科大学院におけるカリキュラム、教育内容や科目開設状況、科目としての範囲の明確性や体系化、標準化の状況、意見募集の結果等の要素に加え、その間の試験の実施状況、各選択科目の受験者数、難易度のばらつき、出題内容について独自性の程度等、あるいは司法修習の状況等をも勘案して、必要な見直しを行うことが相当であると答申してございます。

さらに、平成19年、今年の6月22日の閣議決定、これは5月のこのヒアリングの結果まとめられた答申を受けてのものでございますが、「規制改革推進のための3か年計画」におきまして、「今後の選択科目の見直しの際には、単に法科大学院での講座数など受験者の供給者の体制に係る要素のみに依拠することなく、実務的な重要性や社会的な有用性・汎用性等を考慮し、社会における法サービス需要に的確に応えるという観点をも踏まえて科目の追加・削除について柔軟に検討する」ということが閣議決定されてございます。

したがって、3回程度実施した後に見直される場合、その場合の司法試験の選択科目の選定・削除につきましては、来年の司法試験を実施した後、これらの諸基準を踏まえて、公平・適正に検討してまいることになると考えております。

以上でございます。

○山口課付 それでは、追加質問事項の1について申し上げます。

司法試験の考査委員につきましては、司法試験法によりまして、司法試験委員会の推薦に基づき、司法試験を行うについて必要な学識経験を有する者のうちから法務大臣が試験ごとに任命すると定められております。実際には、実務家の委員につきましては、その経験年数や経験内容、あるいはその任命時点において有している職務に併せて、考査委員の業務をすることが可能かどうかといった観点など、あるいは学者につきましては、研究や教育の業績等を総合的に考慮して選任しているところでございます。

研究業績につきましては、個々の先生方の研究というのは、例えば、判例の研究などの比較的実務的なものから、外国法の研究や基礎法の研究などもございまして、いろいろな態様などがあるところでございます。その論文の題目とか本数といったことで外形で判断

することが必ずしも適当でない場合もあるということなどを考えますと、なかなか統一的で詳細な基準を設けることは困難ではないかと考えているところでございます。

続きまして、「司法試験問題の情報公開について」という2番について御説明申し上げます。

司法試験の情報につきましては、短答式の問題や正解、論文式試験問題の問題そのもの、出題の趣旨、あるいは採点者の採点実感等の詳細な情報を公表しております。出題の趣旨につきましても、非常に詳細なものでございます。問題自体、新司法試験の問題は非常に具体的で、事案、資料など、いろいろ情報が多いものなんですけれども、そういった具体的な情報にも触れながら、どういう記述を求めているかということの詳細に記述したものでございます。

また、そのほか、司法試験委員会におきましては、採点者、考査委員のヒアリングを実施しております。そのヒアリングの中では、具体的に採点実感を抽象的に述べるにとどまりませんで、具体的にどんなところが書けていたか、どんなところが書けていなかったか、比較的できていた部分はどこかなど、かなり詳細な情報を公表しております。

今後も司法試験に関する情報の公表が必要であるということは考えております。しかしながら、他方で模範答案を示すなど、公表の方法、情報提供の在り方によっては、受験技術を優先した勉強法が蔓延するという恐れがあると考えられます。もともと旧司法試験から新司法試験、新たな試験に転換いたしましたときに、問題意識として、旧試験では、いわゆる「金太郎あめ答案」と言われるわけですけれども、論点を丸暗記して、単に吐き出しただけの答案で、それがどの答案も似通っているということで、思考力、応用能力を試す試験の在り方としてふさわしいかどうかということが問題意識として強くあったわけですけれども、そういったことを再発させないということを考えながら、情報提供の在り方は検討してまいりたいと考えております。

以上が2番でございます。

最後に、5番目の御質問について御説明申し上げます。

本日お配りした資料でございますとおり、平成19年新司法試験の出願状況、受験予定者、受験者、短答式試験の合格に必要な成績を得た者、そして、最終の合格発表の結果という順番に資料が付いております。順次、例えば出願の時期が終わりまして、出願者数が確定したところで、出願した人は何人、そのうち選択科目別にはこれだけの人数、それぞれ出願しておりますといった情報を公開し、その後、法科大学院の修了認定がなされ、そのうち何人が受験予定者となるかということが確定した段階で、また受験予定者数というものを公表しております。その段階でも選択科目ごとにも公表しております。

また、実際に試験が5月に実施されますと、受験者が確定するわけですけれども、その受験者数につきましても、選択科目別にも公表いたしております。

さらに、6月には、短答式試験の合格に必要な成績が公表されますが、そのときに合格に必要な成績を得た者の数についても、選択科目別に公表いたしております。

- 福井委員 この短答式合格者数と同じ意味ですか。
- 山口課付 そうですね。
- 福井委員 そういふことですね。持って回った言い方ですけども。
- 山口課付 新司法試験の場合は、短答と論文の総合で評価するということになっております。
- 福井委員 足切り点ということですか。短答でこれ以下の人は落ちている。論文が幾らよくても落ちているという意味での最低点をクリアした人、そういうことですね。
- 山口課付 短答式試験の合格に必要な成績を得た者が採点対象となります。
- 福井委員 わかりました。
- 山口課付 このように、それぞれの段階での数字が判明した時点で順次公表してきたものでございます。そして、前回資料として出ささせていただきましたのが新司法試験の結果でございます。発表時にも合格者の選択科目別の人員割合が載っております。
- さらにめくっていただきますと、阿部先生の御指摘がございましたので、平成 19 年新司法試験の結果ということで、それらの数字を横に並べてみたものが次の表でございます。
- 以上でございます。
- 中条主査 それでは、時間の関係もありますので、どうぞ御回答に対する御質問をどんどんいただければと思います。
- 福井委員 考査委員の選任基準なんですけれども、もちろんさっきおっしゃったように外形だけでいいわけじゃないのはおっしゃるとおりで、ただ、やはり定性的に何を求めているかという、一定ちゃんと研究をしておられて、その分野がよくわかってもらっていないと困るし、あと、実務家であれば、その分野の判決経験とか、検察実務経験がないと困るし、一種の性格付けというのでしょうか、そういうことは基準化した方がいいと思うのですが。後々それが足かせになるような形式的なディーテルまで書く必要はないと思うんですが、求めるものが一定の学識であり、研究歴であり、教育歴であり、あと、研究についても、いわば古文書や海外のものを中心に行っているというのではなくて、現代の日本の法的紛争を解決するのに役に立つような研究もやっつけらっしゃいます、というようなことを要求したい、ということは何らかの内規にせよ示されて、その趣旨に沿って司法試験委員会が選定します、という程度のことは書けると思います。方針としての基準みたいなものはぜひ明示いただきたい。それに即して選ばれているかどうかは後でわかるように、業績も事後的には開示していただくということも重要ではないかと思うんですけども。その程度ならいいでしょう。何も事細かに書けと言っているわけではないわけですから。
- 阿部専門委員 これ、役所答弁だけど、こちらは詳しいものを欲しいと言っていないのに、詳しいものができませんというのでは、返事していないんですよ。そういうはぐらかした返事の仕方は僕はおかしいと思うけど。そうじゃなくて、今、どういうことを考慮しているかというので、どれだけの材料を出させ、どれだけの調査をして、どういう考慮

をして決めているか、それに何をこれから追加するのか、どれ以上詳細なことは言えないのか、そういうことをきちんと言わなければいけない。本当に詳細なことというのは非常に難しい話だけれども、大ざっぱなことは言えるはずで、実務家だと、弁護士何年経験というだけでは、弁護士の仕事はいろいろだし、負けている人ばかりだし、勝っているもいっぱいいるし、中身を分析するのだったら、それなりの資料を大まかでもいいから、7割、8割ぐらいあったら、あまり大きく外れないような、そういうことがわかるような資料を出させるということが必要じゃないんでしょうか。

○中条主査 経験年数とか経験内容等を考慮して選任しているところですよという、その経験年数や経験内容については、どの点を判定材料としておられるのかとか、それから、候補者には資料を出してもらいますが、その資料の項目としてはどういう項目があって、その中のどういう点に重点を置いて判定をしておられるのか、そういうところぐらいまでは教えてくださいという意味ですよ。そこはどうでしょうか。

○山口課付 いろいろな科目がございまして、どういう点をというところもなかなか、一義的には難しいのかなという気がしております。

○中条主査 主観的にばつと経歴を見て、ああ、この人はいいんじゃないですかとか、そんなことではなくて、もう少し、もちろん私たちもわかっているので、例えば、人を採用するときに、この先生はどこの点がいいだろうかということを見ていくときに、最後は総合的に判断するわけですがけれども、しかし、その前にそれなりに定量的な何らかのデータというものをもとにして判断をするわけですよ。そういう定量的な部分というのはある程度必要ではないでしょうか。それはそれぞれの科目によって違うことももちろんわかりますし。だけど、経験年数や経験内容等を、学者については研究業績や教員としての経験年数等を総合的に考慮してと、これだけでは具体性に欠けるんじゃないですかということなんです。もう少し具体的な何らかの客観的な判断基準がもう少しあってもいいんじゃないかということです。

○福井委員 御検討ください。いずれにしてもそんなに難しいことを言っているわけではなく、ある程度は共通項もあると思いますので。

○阿部専門委員 科目によって違うなんていう話は質問していないので、共通することをやってくださいと言っているのです。科目によって違うことがあるから全部できないという返事をされるのはおかしいと思う。

○福井委員 それから、司法試験の情報公開なんですが、模範答案だけは抵抗があるということですか。採点基準とか出題、出題趣旨は既に公開されているんでしょうけれども、採点基準は今はないでしょう。要するに、何が書けていれば100点満点の20点あげるとか、どういう部分で減点を例えば5点するとか7点するとかという基準があるはずでしょう。考査委員、採点者側には。

○山口課付 採点基準については、全答案の中での何%ぐらいを何点から何点の幅につけるとか、そういった目安として定められている採点基準を公表いたしております。

○福井委員 そうじゃなくて、存在はしているでしょう。例えば、何らかの出題意図に沿った問題が出されたとして、その事例なり法律論なりについて、何が書けていれば100点満点中10点あげるとか5点あげるとかというのは、考査委員会で委員の間では共有する基準があるはずでしょう。

○山口課付 採点というのは、考査委員の専権といたしますか、考査委員の裁量で採点されるというふうになっておりまして、事務局において、例えばこの部分に何点……。

○福井委員 事務局はいいんだけど、考査委員が点をつけるときに、複数の採点者が実際にいるでしょう。複数の採点者が点をつけるときに、厳正にやられている国家試験なんだから、考査委員相互では、例えばここが書けていれば何点あげようとか、この点の記述が抜けていれば何点減点だという基準は作っていなければおかしいじゃないですか。そういう意味での採点基準は存在しているはずでしょう、ということです。事務局が承知しているかどうかの問題じゃないです。およそ問題を出して、ある回答に対して採点をするということは、客観基準を、採点者によってばらつきがないよう、採点者が特に複数にわたる場合は特にそうですけれども、作っていなければ、まともな試験と言えないわけで、存在しているはずであるのは間違いないわけですから、それを事後的にきちんと公表すべきだと申し上げているんです。

○阿部専門委員 正確な採点基準を作ることは難しい。実際に採点して、ちょっとぐらぶれがあるということは当たり前なんですけれども、まるっきり自由裁量だと、極めて恣意的になる。ドイツでは司法試験不合格の人は、取消訴訟を起して答案を見せてもらって、理由がちゃんと付いているかどうか、これを確認できるんですよ。日本ではそんなことは考えていないと思うけれども、それにしたって、それなりに筋が通ったようにやっていただきたいから、後から模範解答を出してほしいと言ったら、みんな真似るからと言われたんだけど、模範解答を一つしかできないような問題しか出せないというふうに考えるのはおかしい。一行問題じゃないんだから。

○福井委員 模範解答例だっていいわけですから。

○阿部専門委員 その模範解答も一つじゃなくて、幾つか作ればいいですよ。例えば、生活保護の指示か処分がどうかという問題なら、指示というのを処分と書いた答案の場合、こういうふうに書けば答案になるし、処分でないと書いても、こういう形に書けばそれなりに答案になるというのもあるし、いろんな答案があり得るのです。このように複数だせば、受験技術などが蔓延する弊害を防ぐことができるのではないかと。

○山口課付 模範答案というような形で、そういう名前を出しているわけではありませんけれども、出題の趣旨とヒアリングの結果というのを見ていただきますと、どんなことを要求しているのか、どういうことを書くべきであったかということを相当具体的に書いています。それは、いわば模範答案だという言い方をしていないだけだといってもいいぐらいでございます。

○福井委員 論点について何が必要だというのはあっても、どういう答案をどういう論理



でこしらえればいいのかという意味での模範答案をどう書けばいいのかと受験者が参考にできる情報はではないですよ。今の出題趣旨は。

さらに申し上げれば、出題、採点に当たった考査委員で、こういう中途半端な形での出題意図の解説なんかは本来おかしいということを行っている方も随分いると聞きます。法務省がそういうことを作ってはいけないと言うから、こういう中途半端なもので我慢しているとも聞きます。それらは考査委員の裁量でしょう。試験だから。だけど、考査委員に、せっかく作った問題について、どういう採点意図があったのか、あるいはどこでどういう減点をし、どこでどういう加点をし、例えば、こういうふうに書いていけば満点をあげる、という模範解答を作れと言え、作れるはずですよ。逆に言えば、それができないような考査委員を選んでもらっては困るわけです。それは試験の公正にもなり、これから後に続く受験生に対して、どういう答案が書けるように勉強しなければいけないんだという重要な素材を与えるわけで、それがかえってまずいという理屈はあり得ないと思う。

○山口課付 受験生とか法科大学院で指導する先生方を含め、法科大学院に対する情報提供の重要性ということについては、まさにおっしゃるとおりだと思いますけれども、ただ、その具体的な方法をどのようにするかということは、またさらに今後検討してまいりたいと思います。

○福井委員 検討じゃ困るんです。今の形では不十分だという認識のもとにこういう議論をさせていただいているわけです。採点基準、何点どこで加点・減点の類、それから、例えばでも結構ですけれども、模範答案例で結構です。そういう形で今後は出題者に相談していただいて、来年度以降きちんとホームページで公表するようにしていただきたい。極めて重要な要請だと認識しています。

○山口課付 模範答案例ということなんですけれども、模範答案例という形で示しますと、その表現ぶりがあたかも唯一のものであるかのごとき誤解を生ぜしめるという恐れはやはりあると考えられます。

○福井委員 だったら、それは出題に当たった考査委員複数に作ってもらえばいいじゃないですか。どちらも満点だけど、表現ぶりが違うとか、ロジックが違うというのが複数あればいいでしょう。

○中条主査 文章に合っていないかともいいと思うんですね。これについてこういうロジックで、こういうふうな回答を書けばいいというのでいいと思うんですよ。

○福井委員 パーツ、パーツがきちんと基準化されていけばそれでもいいかもしれないけれども、今の書き方は非常に不親切だと思いますよ。現在公表されているものでは。かなり重い要請だと思っていますので、ぜひ御検討され、実現できるようにしていただきたいと思います。

それから、刑事法教材の件。これは前回ヒアリングで既にお聞きした回答以上に一步も出ない回答をまた繰り返しておっしゃっておられるんですけども、ヒアリングでは、もっと細かい論点もいろいろ議論しましたね。そこに全然お答えになられていないのはどうし

てですか。

○梁取部付 私どもが現時点でお答えできることは……。

○福井委員 はぐらかしているのではないですか。

○梁取部付 はぐらかしているつもりはございません。私どもの説明としましては……。

○福井委員 前回お聞きしたこと以外のことが何も入っていないんです。情報として。

○梁取部付 例えばどんなことでしょうか。

○福井委員 学習効果については、基本的にお任せすればいいんじゃないかということについてはどのようにお答えされているんですか。前回議論しておりまして、お答えになられていなかったけれども。なぜ学習効果をわざわざ考慮する必要があるんですか。

○梁取部付 それは、私どもの任務というのは、法科大学院の教育の充実を図る。その教育に対して協力するというのが任務ですから、学習効果については教材を作るに当たっても考慮せざるを得ないと思います。

○福井委員 学習効果が上がらないから、それは基本的に秘密にしなければいけないと前回おっしゃっているんですよ。それが我々は基本的に全くわからない。

○梁取部付 例えば、法科大学院教育の実情について申し上げれば、例えば、教材を使用する教員としましては、事前に閲覧した学生とそうでない学生が混在するのではないかという懸念が残ると思うんですね。

○福井委員 ほかの教科のほかの教材は全部あるじゃないですか。どうやったって構わないとなったのに、何で刑事法の検察官派遣教員だけがそういう特殊な形で教育せねば教育効果が上がらなくて、ほかの教科のほかの教員たちはそれでも教育効果が上がるということになるんですか。

○梁取部付 御指摘の点は、裁判所が作成された教材を例としてお考えいただいているんだと思うんですが。

○福井委員 裁判所だけじゃない。市販されているあらゆる科目のあらゆる教材がそうですよ。事前に目を通してくると教師が指示する場合もあるし、読んできた上で議論しましょうという場合もあるし、そんなことは法科大学院の各教員の裁量で現にやっていることですよ。

○梁取部付 それは、私どもが作成した以外の教材については、例えば、裁判所が作成した教材が、どんなものを素材に、どんな方針で編集・作成されたものか承知していないんですが、例えば、裁判所が作成された教材で言えば……。

○福井委員 ちょっと待ってください。承知していないこと自体おかしいんじゃないですか。この間存在を御指摘申し上げたわけだから。

○梁取部付 存在はわかりますけれども。

○福井委員 それとどう違うのかという合理性についてどう説明されるのかということも前回質問しているはずだけれども、全く答えがない。

○梁取部付 例えば、裁判所が作成された教材は、恐らく主に裁判官の立場から、公判に

提出された証拠によって、どんな事実が認定されるかというのを学ばせるということを図って作られているんだと思うんですね。

○福井委員 ちょっと待ってください。思うんですよという推測形でここでお答えになること自体おかしいでしょう。比較してきていただいて、裁判所の教材は、これはあらかじめ学生が勝手に読んできてきも効果が上がるんだ、検察の教材はそうではないんだということを説明されるのならともかく、目を通しておられない方がなぜそんな言い方ができるんですか。

○梁取部付 目は通していますよ。

○福井委員 だったら、ロジカルに何が違うんですか。

○梁取部付 私たちの教材というのは、公判に提出された証拠だけではなくて、不提出記録も含めまして、さまざまな調査書類等も含めた生の立件記録をもとに、それを題材にして、捜査から判決に至るまでの全体の流れを題材として作成しているというのが大きく違います。

○福井委員 生が入っていて、全体の流れが入っている教材の場合に限っては、事前に学生が目を通したら教育効果が上がらないという理由は何ですか。

○梁取部付 やはり全体の流れを題材としていますから、例えば、手続に従って教材を配って、この案件で勾留する要件があるのかどうかとか、検察官の立場だったらですね。あるいは逆に裁判官の立場だったら、こういった案件で勾留請求がされたとき、勾留するかどうかとか、そういったことを考えさせた上で議論させるという教材の使い方も想定されるわけですよ。使い方の一つとして。

○福井委員 それを何で検察の教材だけがそうしなければ、事前に目を通させれば教育効果が上がらないのかということに全然答えていないじゃないですか。

○中条主査 ほかの数学だって英語だって何だって同じじゃないですか。

○福井委員 さらに申し上げれば、行政訴訟の教材だって、最近随分出来がよくなっていて、まさに訴訟提起から、あるいは何らかの処分が起こる前の事業から訴訟提起、公判、あるいは判決、仮の救済などについて臨場感のある全体像を示した生の事例を使ったのが多くあります。それが市販されているんです。それらについて学生が勝手に手に入れて読むことができる可能性があるから、そんなものは売らないなどというような議論をする人は、ほかの科目で聞いたことはない。刑事法だって、そんなことを研究者で言っている人がいますか。法務省からしか聞いたことはないですよ。こんな見解は。こんな理屈が通るとお考えになっていただいても困ります。

○阿部専門委員 プライバシーと言うけれども、プライバシーは隠せばいいので、ほかの科目だったらプライバシーは隠さんでいいという議論になるのかも全然わからない。

○梁取部付 そこは先ほど説明させていただきましたが、私どもとしてはできるだけ実際の事実に即した内容の素材を提供することが……。

○阿部専門委員 そんなことはほかの科目だってやっていますよ。民事訴訟では当然やっ

ているし、例えば、本でも、ある医療過誤事件で、相談にきて、事件が片づくまでずっと。そこに資料をいろいろくっつけばいいし、普通の授業だって、売っていないやつで、ある日突然教材をプリントして配る。今日はこれを考えようという授業だって幾らでもできるわけだし、売っているやつだけでないような授業はほかでもある。見せてはいけないという議論がどこから出てくるか、全然理解できない。

○中条主査 プライバシーの部分はきちんと隠せばいいのではないですかということをお前のときにこちらとしては申し上げているんですが、それに対する回答になっていないということですね。

○梁取部付 そこは、大幅に改変すれば公表できるんじゃないかとか、もっとありきたりの事件を選定されればいいんじゃないかという御指摘もいただきまして、その一つのお考えだろうとは思いますが、ただ、大幅に実際の事案から改変を加えれば加えるほど、ある意味現実離れた、現実起きる事件とはかけ離れた内容になりますので、私どもとしては、あまりに改変を加えると、逆に教材の質の低下を招くのではないかと懸念しております。

○阿部専門委員 裁判公開の原則ですからね。確定判決は基本的に見ることはできるわけだから、プライバシーだけ消してもらえばいいわけですよ。

○福井委員 固有名詞だけ消せばいいじゃないですか。ほかの科目でもプライバシーにかかわるような、本人が知られたら恥ずかしいとか嫌だと思ふような事例は幾らだってありますよ。

○梁取部付 そこはプライバシーの問題だけではないわけです。私どもが考えているのは、先ほど来申し上げていますように、法科大学院の授業における教育の効果というものを考えて。

○福井委員 別に議論してください。教育効果はさっき議論したから、今はプライバシーのことだけについて答えてください。

○梁取部付 切り離しては議論できないと思います。

○福井委員 プライバシーと教育効果と何の関係があるんですか。学生が理解しやすいかどうかと、その判決に出てくる固有名詞がだれかのプライバシーを侵すかどうかと一体どう関係があるんですか。でたらめの理屈にならない理屈を振りかざすのはやめていただきたい。

○梁取部付 全くでたらめとは私どもは考えておりません。

○福井委員 じゃ、プライバシーと学生にとっての教育の進捗なりの効率性とどう関係があるんですか。

○梁取部付 プライバシーとは直接は関係しないかもしれません。

○福井委員 直接関係すると言ったではないですか。

○梁取部付 直接関係するとは私、申した覚えはないですけども。

○福井委員 悪いけれども、こういう御答弁をこれ以上お聞きすることは意味がないと思

います。場合により局長クラスとの公開討論を申し入れます。

○中条主査 要するに、プライバシーについて隠すためにいろいろ手を加えると、それでは教育効果がなくなるとおっしゃっているんですよね。そこはわかるんですけども、しかし、私たちは、別にそんなに手を加えなくてもいいじゃないかと。名前だけ隠せばいいじゃないですかと、そのように申し上げているわけなんですよ。そここのところは、それじゃ何でいけないのか。プライバシーの問題だということ、法科大学院の教科書で使うことだって、法科大学院の学生にはわかってしまうわけですから、そんなことを言ったら、プライバシーの話で議論できる話ではないと思いますよ。一応これは現在の法的な状況のもとで、プライバシーという点に配慮するとすれば、名前を隠せばそれでいいじゃないですかと。それで十分に教育効果としても対応できるはずじゃないですかというのが私たちの主張でありますから、それに対して、それは違うということをお答えいただかないと困るということなんです。

時間もありますから、ほかのことで。

○阿部専門委員 予備試験の件も全然返事をしていないからね。

○福井委員 それも全然答えになっていないです。

それから、選択科目についてお伺いしたいんですが、現在ある選択科目について、特に規制改革推進のための3か年計画、閣議決定の基準に照らしてどういう基準をクリアしているという理由で採択されたのかということをお教えいただけますか。

○佐々木参事官 現在の科目が選択されたときは、司法試験法と司法試験委員会の決定しなくて、規制改革会議のものはその後のものですから。

○福井委員 もちろんそうですけれども、今回の3か年計画は、今後の選択科目の見直しの際の一つの政府としての基準ですから、いわば現行の選択科目を今後も選択科目として存置すべきかどうかというときにも今後の唯一の政府の基準だということは、共通理解があると考えていいですね。

○佐々木参事官 唯一……。

○福井委員 政府として、要するに、内閣として決めた唯一の基準はこれしかない和我々は考えているんですけども、違いますか。

○佐々木参事官 政府が決めたという一つの基準ではあるけれども、まだほかに司法試験法の解釈から出てくるものも、まだそれは遵守しなくては行けないと。

○福井委員 法解釈はそうですけれども、それはまた内閣で何らかの司法試験法解釈を統一するならばそれはそれであり得るかもしれないけれども、現時点における日本国政府の唯一の基準だと理解しているんですが、それは違いますか。

○佐々木参事官 それは違うと思うんですよね。司法試験法という法律があって、例えば、その要件に当てはまっていなければ、やはりそれはちょっと問題があるわけですよね。

○福井委員 もちろんそうです。だから、法解釈は大前提です。

○佐々木参事官 ですから、司法試験法があって、独立の権限を与えられた司法試験委員

会の基準があつて、そしてまたこの閣議決定があつて、この中で総合して考えていくと考えておりますので……。

○福井委員 もちろんそうです。ですから、申し上げているのは、司法試験委員会の基準はありますが、それは司法試験委員会という一法務大臣の諮問機関の基準です。内閣として決めた基準はこれしかないという点について、事実認識に何か間違いがあれば教えてください。

○佐々木参事官 内閣全体としての閣議決定は確におっしゃるとおりですけれども……。

○福井委員 それをお聞きしているんです。だから、唯一これ以外に従うべきでないなどと申し上げているわけではなくて、まず事実の確認ですから。

選択されたときにはこの基準はなかったかもしれないけれども、もし今後やるとしたら、同じ議論が当てはまるわけでしょう。すべての科目について。そう考えたときに、例えば標準化、体系化の状況、科目としての範囲の明確性ですとか、実務的重要性、社会的有用性、汎用性、社会における法サービス需要といった文言と、現存する科目とがどう対応しているかということは、承知しておきたいのです。

○佐々木参事官 現在、閣議決定のあつた、今年の閣議決定の要件と、既存の8科目とがどうなっているかという資料はまだ調査着手しておりませんのでね。

○福井委員 それは今後の課題で結構です。もし何らかの腹案なり一定の整理があるなら教えていただきたかったということなんですけれども。

○佐々木参事官 これは淡々と先ほど述べましたとおり、公平に当てはめていって、追加と削除でしたか、それを検討するよという御決定でございますので、これをきちっと公平にやっていくということしか。

○福井委員 この趣旨を踏まえて進めていただくということですね。

○佐々木参事官 それで、3回終わった後ということですので、今、調査してもタイムラグがあつて。

○福井委員 今年度は何回目ということになりますか。

○佐々木参事官 今年度が2回目なんです。

○福井委員 来年度ということですね。

○佐々木参事官 来年度が3回目で、そうすると、1年早いだけで、例えば講座開設数はまた変わってしまう可能性もありますし、体系化の進化というものもそうでしょうし、あるいはニーズも、この激変の世の中でどう変わるかわからないわけですよ。そうすると、今、確たる調査をするというよりも、今は腹案を練って、そのときにきちっとした腹案に基づいてスタートできると。

○福井委員 ある程度の動きは把握しておかれた方がいいと思いますけれども。

○佐々木参事官 古文書を発掘したりして、なかなか大変なんですけれども。

○福井委員 古文書は時間がかかると思うんですけれども、当初、この選択科目の決定があつたときが、2年か3年ぐらい前にあるわけですね。

○佐々木参事官 16年ですね。

○福井委員 16年時点で、御参考までに知りたいのは、今の8科目のそれぞれについて、例えば科目としての範囲の明確性がどうであったか、体系化、標準化の状況。例えば、よく話題にされるのは、試験問題の出題なり学習に使えるようなテキストが何冊あったのかとか、当時の客観情勢についても、今後の検討に関連しますので、把握しておきたいと思うわけです。それはまだ恐らく調査中だとは思いますが、引き続き、早急に調査していただいて、導入時点でそれぞれの科目についてどういう客観情勢が存在していたのかということ、早めにお知らせ、御教示いただければと思います。

○佐々木参事官 引き続き調査をしていきたいと思います。

○福井委員 本当はすぐ出てこないとおかしいと思うんですけども。

○中条主査 要するに、これは決められた前の状態で、どういう客観的事実に基づいていたかということは、過去の話なので、すぐに教えていただけるでしょうということなんです。よろしく願いいたします。

○福井委員 ちなみに、選択科目をめぐる動き。何らかの選択科目について追加すべきだとか、あるいは削除すべきだという具体的な動きはありますか。

○山口課付 司法試験委員会に対しまして、「法と経済学」につきまして、必須科目あるいは選択科目として入れるべきであるという御意見がきております。司法試験委員会には既に御報告いたしました。

○福井委員 ほかにはないですか。

○山口課付 書面で具体的にきているものはございません。

○福井委員 口頭ではあるんですか。

○山口課付 具体的な要請というのは、司法試験委員会に対する正式な要請というのはございません。

○福井委員 わかりました。では、引き続き御検討いただければと思います。

○阿部専門委員 新司法試験の結果について聞いていいですか。

○中条主査 はい。

○阿部専門委員 僕は、選択科目の科目ごとの難易度を教えてほしいと思っている。それで、今回、平成19年新司法試験の結果というだけでは、難易度はわからない。短答式に合格した人の中で最終的に合格した人という比率を比べるときに、選択科目によってどう違うか。選択科目の標準偏差値みたいなものと最終合格者との関連というのを調べていただけないかなど。どの科目が有利なんだ、不利なんだということがわかるように。

○山口課付 こちらの回答の方に記載させていただきましたが、採点者ですとか、問題ごとに採点の格差といいますか、ばらつきが出るのを公平化するために、標準偏差を用いた調整を行っております。したがって、いろいろな問題によりまして難易度が異なって、採点のばらつきも異なってくるということについては、全採点者の平均点をそのときのいわゆる偏差値50という中心の値を全採点者の平均点のところにもってきまして、それで

標準偏差を用いた偏差値調整をしたものを得点としております。したがって、選択科目をとってみますと、数字の小数点上の誤差等はあるかもしれませんが、選択科目ごとの平均点は一致しております。

○中条主査 調整の方法をお聞きしているんじゃないかと、まず、その前段階として、難易度に差異がありますかということをお聞きしているんです。それは、その差が出てくる場合というのは、問題の難易度に差がある場合と、受験者の質に差がある場合と両方あるわけですよね。そういうことを考えながら調整をされるんだらうけれども、その前段階として、問題の難易度に差があるかどうかというのをまずは教えていただけませんか、阿部先生の質問はまずそこなんです。だから、調整をしておられるということは難易度に差があるというふうに見ておられるということですか。

○山口課付 選択科目で、例えば倒産法と租税法の問題で難しさの程度に違いがあったかということは、比較するのは困難だと思うんです。

○中条主査 比較するのは困難だけれども、調整はしておられるということは、そこに難易度に差があるから調整をしておられるわけです。

○福井委員 同じ素点 50 点でも多分レベルは違うわけでしょう。

○山口課付 そうですね。採点者が 50 点つけたとしても、それぞれ何点になるかというのは違うこともあるということになります。

○福井委員 偏差値で合否を決定しておられると考えればいいんですか。

○山口課付 得点という呼び方はしていますが、偏差値という方が近いです。

○福井委員 全部偏差値に換算して、偏差値の高い順番に合格者を決めていると考えればいいわけですか。論文試験については。

○山口課付 いわば偏差値の合計という感じになります。

○福井委員 各科目の偏差値の合計点の高い順に決めているということですね。

○中条主査 簡単に言えばそういうことですよ。偏差値でもって調整をしているわけですから。

○山口課付 はい。

○福井委員 大学入試模試なんかでもそういうやり方をよくしますね。

○中条主査 その話は今は別件で、ということは、要するに難易度に差があるとお考えになっているわけだから、阿部先生の質問は、難易度にどういう差があるのかというのをまず教えてほしいですよ。それは別な言い方をすると、偏差値の差を難易度だと見ていると取ってよろしいですか。

○山口課付 いえ、難易度に差があるといいますか……。

○福井委員 平均点とか偏差値で換算したときの最低合格点は何点ぐらいだった、科目ごとには出さないからわからないんですけども、例えば平均点が何点だったとか、それから、それに対して偏差値調整したら、それがどのぐらいになるとか、さらに分布がどうなるのかみたいなデータは出されていないわけですね。



- 中条主査 　　というか、調整するときにはそのデータが出てこないと調整できないですよ。
- 福井委員 　　公表はされていないわけでしょう。そのあたりの調整のプロセスは。
- 中条主査 　　分布表を書いたりとか、そんなものは出してないですよ。
- 山口課付 　　というのは、全員で偏差値調整するのではなくて、採点者ごとに調整するということになります。つまり、あるA採点者の中で調整しないと、A採点者もB採点者も一緒に調整してしまいすと、A採点者とB採点者の生じ得る採点の格差を偏差値によって埋めることができませんので。つまり、これは問題による難易度の差が出る可能性があることについての調整だけではなくて、採点者ごとの不公平が出ないようにという調整も同時に行っております。
- 中条主査 　　1つの科目について採点者ごとに採点基準が違うとか、採点何とかが違うという話ですね。今の話は。
- 山口課付 　　（うなづく）
- 中条主査 　　その中で、採点者ごとに調整をして、1つの科目としての各受験者の点数というのはまず出てくるということですか。次に、今度は科目ごとに難易度が違うと。それについて、今度はまた調整をされているということですか。
- 山口課付 　　いえ、さらに調整するのではなくて、採点者ごとに調整することによって、それが同時に両方の役割を果たしているということでございます。
- 福井委員 　　偏差値計算の単位は全部採点者単位ですか。
- 山口課付 　　はい。
- 中条主査 　　基礎的な質問で申しわけないですけども、1つの科目について一人の採点者ですか。
- 山口課付 　　いいえ。
- 中条主査 　　となると、まずは1つの同じ科目について複数の採点者についてばらつきがないかどうかを見て、そこをまず調整するという作業がありますよね。そういう作業をされるということですね。
- 山口課付 　　はい。
- 中条主査 　　次は、今度は、科目によって難易度が違うじゃないですか。
- 山口課付 　　同じ標準偏差を用いて、採点者ごとに調整しますと、それは同時に同じ目的が達成できているということになります。というのは、調整しますと、採点の山はみんな同じ形に平均点、標準偏差が近づくわけですので。例えば、倒産法にしても租税法にしても、それはもちろんそれぞれ科目ごとに受験者数等に違いがありますが、同じ標準偏差を用いて調整するわけですので。
- 中条主査 　　だけど、それは倒産法の担当の先生、採点者の間でのばらつきの調整にしかすぎないじゃないですか。倒産法と租税法の間でもともと問題について難易度が違ったら、一緒に採点者を全部プールして調整するんですか。
- 福井委員 　　そこは、平均点を偏差値 50 にすることで同時に調整されているということ

じゃないですか。

○中条主査 それはおかしい。

○阿部専門委員 そのとき調整するのは、短答式で受からないような、きりも入れて作っているんですね。

○山口課付 いえ、短答式試験の合格に……。

○阿部専門委員 短答式試験に受かった人だけに作り直すんですか。

○山口課付 短答式試験に合格した人しか採点されませんので。

○阿部専門委員 なるほど。

○中条主査 今の話は、その先の話ですか。

○山口課付 はい。

○中条主査 足切りをした後の。そういうことか。

○福井委員 論文を受けた人だけでやる。

○中条主査 阿部先生の質問は、それぞれの選択科目についての難易度の問題じゃないですか。

○福井委員 偏差値 50 の平均点が幾つかというのはばらつきがあるということなので、そこは公表されていないわけでしょう。

○阿部専門委員 では、一回そのプロセスをちゃんと文章に書いていただいて。

○中条主査 もう一回それは、私もちょっとわからないところがある。それから、調整のやり方というのは、むしろ大学の方が。

○福井委員 同じ科目で複数の採点者がいて、それはアトランダムに答案をばらまくわけですね。出来のよさそうなのをA採点者、そうでないのをB採点者じゃなくて。

○山口課付 例えば、試験地もばらばらにしまして、ありとあらゆる属性を排した上で。

○福井委員 シャッフルした上でばらまくんですか。

○山口課付 はい。新たに全く別のものといえますか。

○福井委員 逆にいえば、そうやってばらまいているから、採点者ごとの受験者の水準はほぼ均質同士のはずだとみなしているわけでしょう。

○山口課付 はい、そういうことです。

○福井委員 ということは、これはさっきの模範解答の議論にもかかわるんだけど、採点基準だとか採点に関する一種の尺度が物すごく客観的で厳格であれば、少なくとも、科目間は別ですが、採点者相互の調整というのは、採点者がフェアに採点すれば、やらなくてもよくなるはずですね。でも、実際にはそこはかなりばらつきがあるということですか。

○山口課付 いえ、そういうことではなく、どのような方法が能力判定にとってふさわしいかどうかという問題がありますので。論文式試験ですから、ある事柄の意味内容をどこまで理解しているとか、そういうことも適切に評価していただく必要があるということがございます。

- 福井委員 逆に言えば、それは力点が違えば点数のつけ方が違うことを前提にしているわけですね。
- 山口課付 複数の採点者で採点していますので、さらにその標準偏差、偏差値の平均をとります。ですので、かなりそういった格差がない、不公平のない形にするやり方をとっています。
- 福井委員 偏差値の平均というのは何での平均ですか。
- 山口課付 つまり、複数者が同じ答案を採点します。全く別個に採点しておりますので、それぞれが評価を与えます。
- 福井委員 1枚の答案について何人ぐらいが採点するんですか。
- 山口課付 2人以上で採点しています。
- 福井委員 2人のをまたならすわけですね。
- 山口課付 それぞれの採点者が標準偏差を用いた得点が出てきます。さらにその平均値をとるといったような形です。
- 中条主査 全体の平均じゃないの。全体の平均に合わせるんじゃないですか。
- 山口課付 そうです。そうなんですけれども、ある特定の受験者がいましたら、その特定の受験者の答案というのは、複数で見ると。複数で見るとというのは、意見を言い合って見るのではなく、全く別個に採点しているということでございます。
- 福井委員 その場合に、それ自体はフェアな試みだと思うんですけれども、ただ、同じ答案を2人の採点者が見たときに、実際にはばらつきがあるはずなんですけれども、そのばらつきができるだけ少なければ少ないほど、よい出題、よい出題意図なり採点基準を持っていると言い得ると思うんです。そういう意味でも連動してくる、さっきの件と。あまりばらつかない方がいいじゃないですか、素点だって。
- 山口課付 それはそうかもしれませんが、ただ、そのことがイコール必ずしも能力を適切に評価するいい試験になるということとも……。
- 福井委員 よいというのは、客観的に採点できるという限りでは、そろり方がよい出題意図なり採点基準があったということは言えるんじゃないですか。
- 中条主査 それは司法試験に何を求めるかによって、またいつもの議論になりますけれども、やはりある程度司法試験のところで求めるものは、ある程度客観的な物の考え方で、多くの人がそれできちんと回答ができるようなものであるはずですよ。その先の能力、いかにしてそれを材料にしてさらに発展させていくかというのは、私はOJTでやっていくような話なんだろうと思うので、なるべくそのところは。でも、いろいろ考え方はあると思いますから、この考え方はおもしろいよねというので点数をつけるというのは、経済学なんかだったらあり得るかもしれないけれども、司法試験のときにそういうのがあるのかどうかと。ある程度客観的に判断ができるような問題が、司法試験の場合にはいい問題じゃないかなと私は思いますけれども、この件については……。
- 福井委員 採点者ごとのばらつきみたいなものがどうなっているのかも含めて、もうち

よっと数字を後ほどでもいただけると勉強になります。

○中条主査 数字というか、やり方を、今日はもう時間がありませんので、事務局にでも説明していただくなりしていただいて、私も今誤解している部分があるかもしれませんので、そのところはよろしくお願ひいたします。

○阿部専門委員 僕もよくわからない。今の話を上手に文章で書いて教えていただけますか。

試験の話でもう1つだけ。短答式で六法持込み禁止ですね。六法持込み可に短答試験をなぜ変えられないんですか。

○福井委員 それこそ暗記能力をテストしていることになりませんか。

○阿部専門委員 あんなものを覚えたって、すぐ忘れる。あなただってどうせ日本国憲法を103条までちゃんと覚えていないでしょう。だけど、あれは覚えているという試験だよ。何の意味もないでしょう。

○福井委員 論文は持込みがよくて、短答ではだめだというのは、短答というのは、とにかく条文の丸暗記能力だけを聞くという意図にも見えますけれども、本当にそうなんですか。

○山口課付 実務法曹として必要な知識という中には、もちろん六法を引いて確認してわかるというレベルでよいものもあるかもしれませんが、逆に、ある程度の基本的な部分というのは理解していなければ、六法のどこを見ていいかわからないという状況では困るわけで、その手掛りとなる一定の知識は必要ではないかと……。

○阿部専門委員 六法のどこを見ていいかわからないのと、六法を見ればわかるのは全然違う。

○山口課付 もちろん出題の在り方というのは、不断の検討をしなければいけないとは思っておりますし、考査委員の中でも出題の工夫、短答式試験の在り方というのはどうあるべきかということは常々議論されているところだと思いますけれども、ただ、例えば六法を持ち込ませるか、持ち込ませないかということだけで、直ちに、条文の知識を問うている、丸暗記だからよくないということにはならないのではないかと。

○福井委員 持ち込ませないということにメッセージがあるわけで、基本的な条文を中心に出来るのだろうとは思いますが、それにしても、条文と最高裁判例は丸暗記していないと短答は通らないとよく言われるわけです。それはちょっと本来の新司法試験制度に移行した趣旨とずれているのではないだろうかということなんですね。

○阿部専門委員 基本的な条文を覚えなければいけないとされるのですが、実務家で、常に六法を見なくてもぱっとわかるということが必要だと言われるんだったら、検事さんや裁判官やら、みんなに試験をやってごらんささいよ。何点取れるか。その方が90点取れるという問題なら出してもいいと思います。しかし、僕の知っている法曹というのは、民事をやっていれば刑事は何も知らないし、刑事をやっていれば民事を知らないのが普通だし、執行なんか何も知らないというのはごろごろだし、まして行政法なんか何も知らな

いというのは普通ですから、こんなの急に聞かれてすべてをとるか、短答試験に出る条文とか何か、基本的に知っている人というのは非常に少ないですよ。何人もいないケースだと思う。

○福井委員 逆に、持ち込んでもいいということにしておいて、判例付き六法だって持ち込んでもいいということにしておいて、それでも単純に六法を丸暗記していることを問うのではないことを短答で聞かれる方がよほど効果的じゃないですか。

○中条主査 それが理想ですね。

○福井委員 持込み不可ということ自体が一種のメッセージ性があって、どうかなという気がするんですね。中途半端だと思うんです。論文の方は構わないということになっているのに。論文は判例付きを持ち込んでもいいんですか。

○山口課付 論文は、司法試験用法文というのがございまして、定められた法文を貸与しております。

○福井委員 「模範六法」とかは持ち込んではいけません。

○山口課付 準備したものを貸与しています。

○福井委員 判例は載っていないんでしょう。

○阿部専門委員 判例どころか見出しも載っていない。

○山口課付 載っていないです。

○福井委員 普通、六法を引くときに、見出しもついていない、判例も載っていないという六法は実務では使わないわけで、普通に実務で使う、法曹の現役の方が使っているような六法を素材とした上で、その解釈能力を見るのが本来の試験のはずじゃないかな。

○阿部専門委員 六法編集者を採用する試験じゃないんですよ。見出しのないような六法を見て、見出しも考えて答えを書けなんて、おかしい試験ですよ。

○中条主査 大学の入学試験をそんなことを言うと、暗記ものじゃないかという批判をされてしまうわけです。司法試験の段階というのは、ロースクールも出た段階の試験ですから、そこであまり暗記能力という話にウエイトが置かれるというのは、私はちょっとおかしいかなと。例えば、大学院の普通の研究科ですと、辞書は持込み可。フランス語とかドイツ語とか中国語は辞書持込み可、そんな感じでやるわけですから、結局のところ、暗記能力を見るのが目的ではなくなってくるわけですね。そうなると、問題の出し方というのも工夫していただく必要があるのかなと思います。

○佐々木参事官 若干誤解されている部分があると思うんですけども、法曹になろうとする者、法曹というものが、例えば、事情聴取しているときに、いちいち条文を確認して、言っていることがばっばつと、これはどこの条文の話だと、それがわからないままに。

○中条主査 それはそうだと思います。

○佐々木参事官 それをやるためですから、ある程度の基礎的な理解、基礎的な条文の知識がないと、話にならないわけですよ。

○阿部専門委員 いいですよ、それは。そうだけど、普通の実務家に聞いてごらんください。

民事裁判官に刑事訴訟法の 320 条とか聞けば、頭が回らないのが多いし、普通の弁護士は刑事をやっていないんだから、これはわからないので、すべての弁護士や法曹が短答試験のときに全部覚えていなければならぬわけじゃなくて、今この仕事をやる時に必要なことがわかればいいんですよ。だから、今の最高裁判事が 90 点を取れる問題を出すならいいですよ。だけど、多分何点も取れないと思う。そんなのはおかしい。

○佐々木参事官 それだったら、大学も高校の入試も関係ないじゃないですか。

○中条主査 そのとおり。

○佐々木参事官 それを司法試験のところだけとらえるというのは、あまりにも変なあや付けじゃないですか。そういう能力が一回あることは確かめなければいけないわけですよ。

○福井委員 あるというのは、使えるということの一つの証拠でしょう。

○佐々木参事官 ええ。

○福井委員 あまり基本的なことが全然頭の中に入っていないでは困るじゃないかというのはわかるんですけども、それとおよそ民法の 1000 条所近くだとかの条文を全部丸暗記して最高裁判例もパッケージじゃないといけないというのは……。

○佐々木参事官 そんな問題を出すということはある得ないので、やはり重要なものに厳選しているんですよ。

○福井委員 それが本当に頭の中にしまっておかないといけない範囲かということ、かなりこれは現場には異論がありますよ。

○佐々木参事官 現場というのがどこの現場かというまた問題がありましてね。

○阿部専門委員 あなたが受けて、ぱっとみんな 95 点取れるような問題を出すのだったらいいけれども、忘れていてしょう。

○中条主査 それは忘れてもいいんじゃないかなと思いますけれどもね。

○佐々木参事官 そういう能力があつて、運用能力があつた上で、忘れても、それは必要があれば生きますし。

○阿部専門委員 いやいや、そんな条文、覚えていたって運用能力に何の関係もないから。

○福井委員 だけど、その場でぱっと検索できて、ちゃんと即座に理解できれば、何も頭の中の引き出しから出してこなくてもいいのではないですか。通常実務ではみんな六法を使いながら法律の仕事をするわけだから。

○中条主査 いずれにしても、ここは両論あると思うので、私も一回入っていた方がいいかなと思うこともあるので。

○福井委員 その範囲です。

○中条主査 範囲、そうそう、程度の問題だし、重要度の問題だと思いますので、それとまさに大学の入学試験もそのとおりだと言われると、そのとおりなんですけれども、段階的にも、司法試験というのは大学の入学試験よりずっと上のところにある話ですから、そういうところでは、暗記ということではないところにウエイトが置かれるべきだなと思

ますし、そこは程度の問題だと思いますので、またいずれ議論を。

○阿部専門委員 給与のことは、相変わらず検察庁の利権を専守防衛しようとしておいて、具体性がなくて、連携法、連携法とばかり言われるけれども、連携法だったら、現職検事を全員現職の給与付きで派遣する、そうでなければ検察は受けないというような仕組み、押しかけじゃないとといったって、検事を派遣してくれと言わざるを得ない仕組みになっていて、頼むときは、ちゃんと給料は検事の給料を出してねと言われるのでは、これは押しかけではなくたって、大学から見たら、一方的にやられているという感じだね。それで、給料が下がるんだったら行かないよと言う検事が多いと言われるかもしれないけれども、そんなことはないので、検事をやってみたら、もうくたびれた、こんな変な事件ばかりやっているのは嫌だし、上司に怒鳴られるのも嫌だと。大学教授になった方がいいんじゃないかと、勝手に楽観的希望を持って大学教授になりたい人は世の中にいっぱいいるんですよ。

○佐々木参事官 でも、そういう方が教授になってよろしいんですか。

○阿部専門委員 だから、本当に安定的に供給できないかをどうかやってみたらいいので、大学と検事さんと交渉して、優れた検事さんは3,000万だし、駄目なのは1,000万でいいしと、交渉して、それで来てくれる人を呼ばばいいのであって、何も検事の給料と固定して全国共通やることはないんですよ。大学教授の方も給料をみんな同じにすることはないんだけど、検事さんとだって同じく交渉して、法務省が間に入らない自由交渉でやって、この検事は2,000万、この検事は1,000万とやればいいのであって、何で連携法だから安定的に供給できないと言うのか。半分病気だから、検事の仕事を嫌だ、教授は暇だろうとって、年に500万でやりたいという人がいるかもしれないですよ。だから、それで安定的に供給できなかつたら、大学の方が余計に出すと言えればいいんですよ。

○福井委員 今の御指摘は、公定価格になっているんですね。だから、本当は、今現役派遣されている検事だって、本当は検察庁をやめたい。大学教員の方がいいと思っている方はいるかもしれない。仮にその人が大学教員マーケットで普通に年俸交渉したらとてももらえないぐらい皆さんもらっておられるわけだけれども。大変な給与ですよ。大学教員で2,000万を超えることは通常ありえませんか。検察官はほとんどが2,000万を超えているわけですから、そういう意味で落差だけれども、それが本当に自然体の大学教員マーケットの適正値かなど。

○佐々木参事官 2,000万なんかいっていませんよ。

○福井委員 失礼しました。2,000万ぐらいと。

○佐々木参事官 先生方がもらっていらっしゃるだけであって、我々はそんな、全然もらっていないですよ。

○阿部専門委員 あなたは若いから。

○中条主査 大学教授で2,000万以上もらっているのなんかいないですよ。

○福井委員 一律公定価格で全国一律の検察官相場でしか検察官が行けないというのは、

裁判官と比べてもちょっとバランスが悪いのという印象は持ちます。

○阿部専門委員 連携法がそんなことを言っているかと。安定的に供給するための手段はいろいろあるはずで、検事の給料をちゃんと保障しなければ安定的に供給できないということに何ら実証性はないでしょう。要するに天下り先、役所がいろんなところへ天下りさせるときに、最後に1日だけ審議官になって、何も審議していない人が、これでも元審議官だから審議官の給料を保障しろとって天下りさせるのと同じなんです。市場でやったら、審議官級を入れるわけがない。

○佐々木参事官 話の御趣旨がよくわからないんですけどもね。

○中条主査 趣旨は要するに、何もそれはロースクールに来る検察官の方について、価格を国が決める必要はないじゃないですかというのが趣旨です。もっと自由に交渉で、もっと安くという人がいれば、あるいは、物すごく有名な人で、うちのロースクールに来てほしいというなら、高い場合だってあり得るかもしれないですけども、基本的には、もっと安くでも行けるよと言っている人がたくさんいる中で、需給関係で決めればいいんですかという意味ですよ。

○佐々木参事官 それであれば、別に法務省の方を通じなくて、相対で引き抜き交渉されればよろしいんじゃないですか。

○中条主査 だけど、法務省は基準価格を決めておられると。

○佐々木参事官 検察官を辞めたい人がおられて、それを欲しいと。そういうふうに阿部先生はおっしゃっているわけですから。

○阿部専門委員 いやいや、辞めたいんじゃないで、数年間だけであっても、そういう道を開いていいんじゃないですか。検察官を辞めて戻らないという人は、それは勝手だけれども、戻る人は、この公定価格というのはおかしいんじゃないですかと。検察庁へ戻す人の場合は、検察官の給料でしか派遣しないというのは変だ。仕事自体、どこでも同じ職は同じ給料を出すのが原則でしょう。検事派遣のやり方はそれにおよそ反する。全然理解できない。

○佐々木参事官 しかし、それは検察官をもともとやっている方の身分の関係からすると……。

○阿部専門委員 給料は身分に払われているのではなくて職務に払われていると僕なんかは考えるから、仕事が変わったら、給料が違っていいはずなんです。仕事が変わっても、なぜ給料が同じなのか。

○佐々木参事官 そういうローテーションを組むというのは、普通の人事からすると非常に問題です。

○阿部専門委員 ローテーションを組むのではなくて、強制的に出せないからこそ、検察官が同意するから給料をちゃんと出すというんでしょう。強制的にやらせるんだったら、また別ですよ。

○中条主査 強制の場合はまずいよね。慶応のロースクールへ行ったら給料が下がるとい



うのだったらだれも行かないですから、強制の場合はまずいので、任意の場合ですよね。

○阿部専門委員 今、任意でしょう。検察官が同意した場合に行かすんでしょう。

○佐々木参事官 同意をもらうときに、それなりの能力の人を出さなければいけないし、その人にはそれなりの処遇をしないと多分同意はしないと思いますよ。

○阿部専門委員 しなかったら、市場がそうなっているんだから、大学が高い給料を出せばいいんですよ。

○福井委員 裁判官と同じように何でできなかったのかなと思いますけれども。裁判官は非常勤扱いで行っているわけでしょう。何で検察官は違うのでしょうか。この間説明を聞きましたけれども、よく解せないところがあるんですけども。

○佐々木参事官 裁判官の身分保障というのは、憲法上の関係があって、ああいう形になっているんですよ。

○阿部専門委員 身分保障を受けたら損をするわけ。

○福井委員 検察官だって身分保障してあげればいいじゃないですか。戻ってくるつもりの方なら。

○中条主査 どちらにとっても損な形になっているんじゃないかという。もっとパレートベターがありそうな感じだよねという、そこなんですよね。それは検察官だけじゃなくてね。これはもうちょっと引き続き議論ということで。

すみません。時間を過ぎてしまいましたけれども、また引き続きよろしく願いいたします。今日はどうもありがとうございました。

—以上—